おおいたで、はじめよう!

民泊事業のてびき



大分県生活環境部 食品・生活衛生課

近年、外国人観光客や空き家の増加を受けて、 注目度が高まっている「民泊」。 平成29年6月には住宅宿泊事業法(民泊新法)が成立し、 今まで宿泊施設を作ることができなかった地域でも、 民泊の営業が平成30年6月15日から可能となりました。 そこで、大分県で民泊事業をはじめたいと考えているあなたに、 民泊事業のはじめ方をご紹介します。

CONTENTS

民泊とは	
民泊事業の分類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:
旅館業法	4
事業開始までの手続き	(
許可申請書の記載例	1
住宅宿泊事業法(民泊新法)	1
届出をする前に	1:
住宅の設備・居住要件	1
住宅宿泊事業の届出	1
住宅宿泊事業の届出 添付書類一覧	2
住宅宿泊事業者の業務	2
01 宿泊者の衛生の確保	2
02 宿泊者の安全の確保	2
03 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保	2
04 宿泊者名簿の備え付け	2
05 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し、必要な事項の説明	2
06 苦情への対応	2
07 住宅宿泊管理業務の委託	2
08 標識の掲示	3
09 大分県知事への定期報告	3
10 宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託	3
住宅宿泊事業法 Q&A	3
住宅宿泊事業法の手続き	3
净注 D 边 L 初 要 零 土 L	_



この数字は、本誌における 参考ページを示しています。

民泊とは

「民泊」についての法令上の明確な定義はありませんが、住宅(戸建住宅やマンション等の共同住宅等)の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを「民泊」と呼ぶのが一般的です。近年、インターネットを通じて、空き部屋を短期間貸したい人と宿泊を希望する旅行者をマッチングするビジネスが世界各国で展開されており、急速に増加しています。

また、日本においても、近年急増する訪日外国人観光客の多様な宿泊ニーズへの対応や、少子高齢化社会を背景に増加する空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、「民泊」に注目が集まっています。







民泊事業の分類

平成30年6月の住宅宿泊事業法施行以降、 大分県内で民泊を行う場合、2つの方法があります。

01

旅館業法(昭和23年法律第138号) に基づく簡易宿所営業の 許可を得る



02

住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号) に基づく住宅民泊事業者の 届出を行う



民泊事業の違い

	旅館業法(簡易宿所営業)	住宅宿泊事業法
所管省庁	厚生労働省	観光庁、国土交通省、厚生労働省
許認可等	許可	届出
住専地域での営業	不可	可能
営業日数の制限	制限なし	年間提供日数180日以内
宿泊者名簿の作成・ 保存義務	あり 3年間保存	あり 3年間保存
玄関帳場の設置義務 (構造基準)	なし	なし
最低必要床面積	延床面積33㎡以上 ただし、宿泊者数10人未満の 場合は、3.3㎡/人以上	3.3㎡/人以上
非常用照明等の 安全確保の措置義務	あり 建築基準法に基づく規制	あり 家主*居住型で宿泊室の面積が小 さい場合は不要
消防用設備等の設置	あり 消防法に基づく規制	あり 消防法に基づく規制 家主*居住型で宿泊室の面積が小 さい場合は不要
近隣住民との トラブル防止措置	不要	必要 宿泊者への説明義務、苦情対応の 義務
宿泊実績の定期報告	不要	必要
管理業者への業務の委託	規定なし	規定あり
		火 冷点点法主要 ** * * * * * * * * * * * * * * * * *

※住宅宿泊事業者を指します

旅館業法

旅館業法は、旅館業務の適正な運営を確保すること等によ り、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野にお ける利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの 提供を促進することで、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与 することを目的に定められた法律です。

旅館業とは「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」、「宿 泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」と定義され ており、旅館業を経営する場合、旅館業法に基づく営業許可 を得る必要があります。

住宅を利用する場合も、有償で繰り返し宿泊所として「民 泊事業」を行うことは基本的に旅館業にあたるため、旅館業 法に基づく許可を得る必要があります。

旅館業とアパート等の貸室業の異なる点

- 施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿 泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持 管理責任が営業者にあると社会通念上認め
- **02** 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこと。

許可の必要性の判断基準

- **01** 宿泊料を受けていること。「宿泊料」という名目以外で、宿泊の対価にあたる料金を徴収している場合も含みます。
- 03 施設の管理・経営形態を総体的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあ
- **02** ベッドや布団、毛布等の寝具を使用して施設を利用すること。宿泊者が寝具を持ち込む場合も含みます。
- **04** □ 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること。

許可が必要な施設について

るものと社会通念上認められること。

宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意志を持ち、かつその行為が社会性を有して行われる場合は、旅館業法の営業の許可を受ける必要があります。

旅館業法の種別

01

旅館・ホテル営業

02

簡易宿所営業

03

下宿営業



施設を設け、宿泊料を受けて、人を 宿泊させる営業形態です。



宿泊する場所を多数人(2人以上)で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業です。カプセルホテル、キャンプ場のバンガロー、いわゆる民泊や農泊施設もこの区分になります。



施設を設け、1ヶ月以上の期間を 単位とする宿泊料を受けて、人を 宿泊させる営業形態です。

事業開始までの手続き

用途地域の確認 (旅館業の営業が可能か確認をします)

施設の設計

事前相談※2(図面をお持ちください)

水質汚濁防止法の届出

•

施設工事·施設完成

建築基準法の検査済証・消防法令適合通知書の受領

_

旅館業の営業許可申請書の提出

施設立入検査

許可証交付(約1週間後)

大分県内(大分市を除く※1) で旅館業を経営するには、 旅館業法等の構造基準に適 合する施設の準備と、事前 に所定の様式により保健所 長に営業許可申請を行い、 大分県知事の許可を受ける 必要があります。

- ※1 大分市で旅館業を経営する には、大分市保健所長に営 業許可申請を行い、大分市 長の許可を受ける必要があ ります
- ※2 構造基準に適合しない場合、 許可がおりないことがあり ます。新しく施設を建てる 場合は、設計段階から相談 することが望ましいです

許可申請時の添付書類等

- **01** 敷地内における建物の配置図並びに各室の設備、配置、用途及び面積を表示した平面図
- **02** | 営業施設からおおむね150m以内の見取図
- 03 脱衣室、浴室、浴槽等の施設及び給水、 給湯汚水排出等の系統を表示した平面 図及び立面図
- **04** | 浴用に供する水に関する水質検査成績 書(共同浴室を設置している場合のみ)
- **05** | 定款又は寄付行為の写し(法人のみ)
- 06 | 建築基準法に基づく「検査済証」の写し
- 07 | 消防法令適合通知書の写し

許可申請手数料 22,000円

現金で納付

旅館業の許可を受けた後の手続き等

■ 1 浴槽水のレジオネラ属菌検査の実施&管轄保健所への提出

旅館に共同浴室がある場合は、毎年、浴槽水のレジオネラ属菌の検査を行って、その結果を入浴者の見 やすい場所に掲示するとともに、管轄する保健所に検査結果を報告してください。

浴槽の種類と検査頻度

 浴槽の種類	換水頻度	測定頻度
循環式浴槽でないもの(掛け流し式)	_	年1回以上
	浴槽水を毎日換水するもの	年1回以上
循環式浴槽	浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒し、2日以上使用するもの	年2回以上
	浴槽水を塩素系薬剤を使用しない方法で消毒し、2日以上使用するもの	年4回以上

02 変更届出書の提出

以下の事項を変更した場合は、変更後10日以内に管轄の保健所に「旅館営業許可申請事項変更届」を提出してください。

- ②1 営業者が個人の場合は、「氏名(結婚等による氏名変更等)」「住所」法人の場合は、「名称」「代表者の氏名」「住所」(個人営業において、営業者が変わる場合は、新規の営業許可が必要になります。)
- 02 旅館の名称
- **03** 旅館の所在地 (住居表示の変更に限ります。旅館を移転させる場合は、新規の営業許可が必要になります。)
- **↑ 旅館の構造設備**(大規模な増改築の場合は、新規の営業許可が必要になります。)

03 廃止(停止)届出の提出

営業を廃止する場合や長期間にわたって休止する場合は、管轄する保健所に「旅館営業廃止(停止)届」 を提出してください。

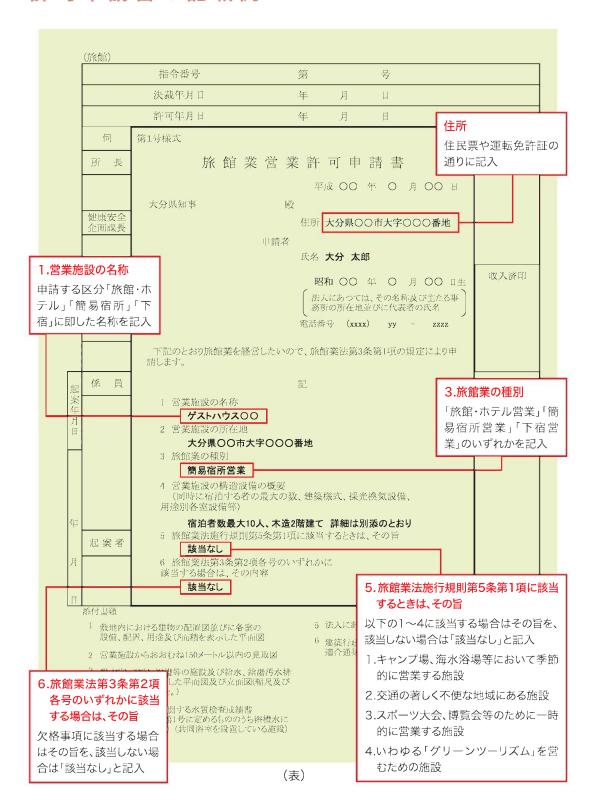
□4 宿泊者名簿の備え付け

宿泊者名簿に関する規定は以下の通りです。

- 01 │ 宿泊者名簿の記載事項は、宿泊者全員の「氏名」「住所」「職業」「宿泊日」
- **02** 宿泊者が国内に住所を有しない外国人であるときの記載項目は、**01**に加え「国籍」「旅券番号」また、旅券の写しを保存する^{*}
- 03 旅館業の施設又は営業者の事務所のいずれかに宿泊者名簿を備える
- 04 │ 宿泊者名簿は作成日から3年間保存する

※旅券の写しの保存により、「氏名」「国籍」「旅券番号」を省略することができます

許可申請書の記載例



施設付近の略図

施設の平面図

ここに地図及び、施設の平面図の記入が可 能であれば記入

別添図面がある場合は、「別添参照」と記入

780	施設付近の略図(150	THE LATE		> (本当なの) 可ご	5 9 / V min 5 7)長さをメートルで記.	スト マノゼキロ	1)
	NUNX TI XI V ZII IZII (HOGH	IZAP1)		次//Linx V / Tite	네진((스)미)퍄(7. 交きをメーロッと品。	7000	3 3
	区 分	П	確認欄			>	犬 況		
宿	『泊客との面接場	所		イ 玄関、帳:		フロント	ハ 面接窓	= 2 0.	
	各室の床面積				「営業」客室の	延床面積は	t、7㎡(寝台を置く 、33㎡(宿泊者数 数)以上である。		
	換気、探光、照り	1			照明について				
	防湿、排水	1		防湿、排水に	こついて支障が	21 %	SET / LWOIH .	Ask- atra)	
	浴場				十分利用でき 公衆浴場があ		がある。(大浴場 1	固/介)	
構		\dashv		イ浴槽には	十分に湯水を	が。 -他給でき:	容槽水を満たすこ	レができる	
70.	浴槽水						世用していない。	C17 C C 606	
造					の湯水が、浴				
設共	衛生責任管理	者];	有		生管理の責任				
[II]	貯湯槽		:		ト場の貯湯槽に ト場の貯湯槽の		L度を60℃以上に位 場できる	呆つことがて	きる。
備室			AUG				薬剤は、ろ過器の	市前に投入	できる。
	回収槽			循環式浴槽	水の回収槽の	湯水は消毒	できる。		
	気泡発生装置	等		は、当該浴権	曹水等に連日	使用している	ゾルを発生させる。 6浴槽水を使用して		ている場合に
	便所	\perp		処理方式	イ 公共下	水道 ②	Y室に1つずつ) 浄化槽 合併 式	30 人村	曹 / 、 汲取等
	洗面所 寝具	\dashv			が利用できる第		Y室に1つずつ)		
	12.シベ			総数	4		建員 10	名	
*	字室数及び定員					9 1	A CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	m²	
李	序室数及び定員 20 г	n ²	10) m ²	10	m ²	1	11	m ²
2 1 階	20 r	n ²	10) m² 室	10	m [*] 室		室	m² 室
	20 r		10	室	10				
1)牿	20 r	包		室		室	:	室	霊
1階 2階 3階	20 r 2 s s 語記載事項につい	室室室	1 (関連法決		1 明書も含む)。	室室	:	ž Ž	至至
1階 2階 3階 申請	20 r 2 a 語記載平項につい 質汚濁防止法に基	整整を	(関連法法特定施設	証 室 室 室 説の検査証、証 での届出について	1 明書も含む)。	室室	完	室 室 変 文 障な し 、 木 了	室室
1階 2階 3階 申記	20 r 2 a 語記載事項につい 質汚濁防止法に基 請者は、法第3条9	室 室 で、 で、 でで、 でで、	1 (関連法法 特定施設	証 室 室 室 説の検査証、証 での届出について	1 明書も含む)。	室室	完	室 室 室 支障なし : ・ 未了 ける ・ し	至至
1階 2階 3階 申記	20 r 2 電 語記載平項につい 質汚獨防止法に妻 講者は、法第3条9 電場所は公衆衛生	室 軽 ないて、 で、 で、 で 方 2 項 三 上	1 (関連法決 特定施設 〔各号のい	室室室 室室室で を変更の検査証、証明の検査についていません。	1 明書も含む)。	室室	· 元	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室 室
1階 2階 3階 申 次 申 設 子	20 r 2 a 語記載事項につい 質汚濁防止法に基 請者は、法第3条9	室 軽 ないて、 で、 で、 で 方 2 項 三 上	1 (関連法決 特定施設 〔各号のい	室室室 室室室で を変更の検査証、証明の検査についていません。	1 明書も含む)。	室室	完	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室室
1階 2階 3階 申記 次 申記 2件 建物	20 『 2 『 語記報事項につい 質汚獨防止法に妻 諸者は、法第3条貨 種場所は公衆衛社 校、児童福祉施設 物の様式 理査 (平成	室室室で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	1 (関連法規 特定施設 (各号の) 会教育施	室 室 室 現の検査証、証 の届出についての がずれかに該当 設との距離 時建	1 明書も含む)。	室室	· 元	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室 室
1階 2階 3階 申記 次 申記 2階 2階 2階 2階 2階 3階 2階 3階 3階 4階 3階 2階 2階 3階 3階 3階 3階 3階 3階 3階 3階 3階 3階 3階 3階 3器 3器 3器 3器 3器 3器 3器 3器 3器 3器 3 3 3 3	20 『 2 『 語記載事項につい 質汚濁防止法に妻 讀者は、法第3条貨 権場所は公衆衛生 校、児童福祉施設 物の様式	室室室室室室室室室で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	1 (関連な法 特定施設 百各号のい 合教育施 造 年	室 室 室 現の検査証、証 の届出についての がずれかに該当 設との距離 時建	1 明書も含む)。 て	室室	完	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室 電 電 状況 この部分を記
1 階 2 階 3 階 申 次 申 決 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	20 『 2 『 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3	室室室室室室室室室で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	1 (関連法共 特定施設 (各号の) 会教育施 造	室 室 室 現の検査証、証 の届出についての がずれかに該当 設との距離 時建	1 明書も含む)。 て	室 室	完 了 <u> </u>	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室 室
1 階 2 階 3 階 申 次 申 決 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	20 『 2 『 語記載事項につい 質汚濁防止法に妻 讀者は、法第3条3 徒後見守は公衆衛生 校、児童福祉施設 物の様式 調査 (平成 到人等	室室室室室室室室室で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	1 (関連な法 特定施設 百各号のい 合教育施 造 年	室 室 室 室 室 室 室 室 国の検査証、証明の検査証、証明の原出についていて放当 酸との距離 陪建 月 日	1 明書も含む)。 て) I 県準	室 室	完	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室 電 電 状況 この部分を記
1 階 2 階 3 階 申 次 申 決 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	20 『 2 『 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3	室室室室室室室室室で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	1 (関連な法 特定施設 百各号のい 合教育施 造 年	室 室 室 室 室 室 室 室 国の検査証、証明の検査証、証明の原出についていて放当 酸との距離 陪建 月 日	1 明書も含む)。 て) I 県準	室 室	完 了 <u> </u>	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室 電 電 状況 この部分を記
1 階 2 階 3 階 申 次 申 決 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	20 『 2 『 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3	室室室室室室室室室で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	1 (関連な法 特定施設 百各号のい 合教育施 造 年	室 室 室 室 室 室 室 室 国の検査証、証明の検査証、証明の原出についていて放当 酸との距離 陪建 月 日	1 明書も含む)。 て) I 県準	室 室	完 了 <u> </u>	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室 電 電 状況 この部分を記
1 階 2 階 3 階 申 次 申 決 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	20 『 2 『 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3 』 3	室室室室室室室室室で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	1 (関連な法 特定施設 百各号のい 合教育施 造 年	室 室 室 室 室 室 室 室 国の検査証、証明の検査証、証明の原出についていて放当 酸との距離 陪建 月 日	1 明書も含む)。 て) I 県準	室 室	完 了 <u> </u>	室 室 変 変 に - 木子 ける ・ し 文 障なし	室 電 電 状況 この部分を記

この部分を記入

(裏)

住宅宿泊事業法

(民泊新法)

「住宅宿泊事業法」が、平成30年6月に施行されたことにより、これま で、民泊事業を行う場合には、原則として、「旅館業法」による営業許可 を取得する必要がありましたが、住宅宿泊事業の届出をした者は、年間 180日を超えない範囲で民泊事業を行うことが可能となりました。

住宅宿泊事業を行うにあたっては、法令の解釈や留意事項等をとりまと めた「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」も併せてご確認ください。

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)とは



民泊事業について一定のルールの下、健全な普及を図る ための法律「住宅宿泊事業法」に係る解釈、留意事項等を とりまとめたものです。本誌と併せてご活用いただくこと で、より深く住宅宿泊事業に関して知ることができます。



この数字は、住宅宿泊事業法施行 要領(ガイドライン)における参考 ページを示しています。

その他 関連ページ 国土交通省 観光庁の住宅宿泊事業法に関するページ http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/ sangyou/juutaku-shukuhaku.html



大分県の住宅宿泊事業法に関するページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13900/ juutakusyukuhaku.html



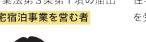
住宅宿泊事業法の対象3事業者

住宅宿泊事業者

住宅宿泊管理業者

住宅宿泊仲介業者

住宅宿泊事業法第3条第1項の届出 をして、住宅宿泊事業を営む者





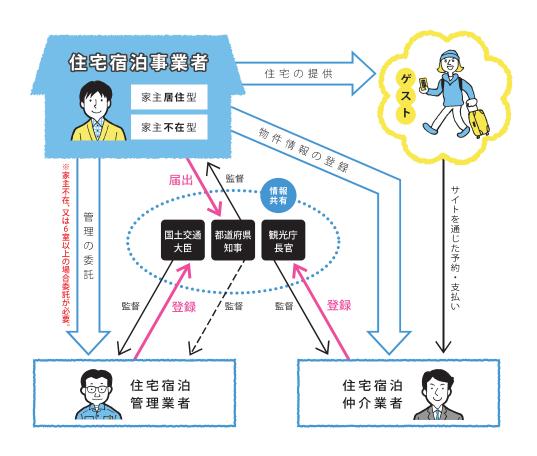
住宅宿泊事業法第22条第1項の登録 を受けて、<mark>住宅宿泊管理業を営む者</mark>



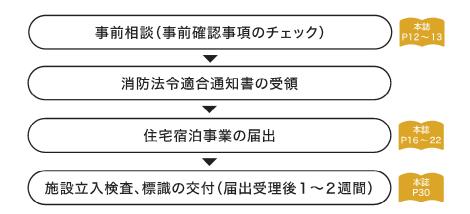
住宅宿泊事業法第46条第1項の登録 を受けて、住宅宿泊仲介業を営む者



住宅宿泊事業法イメージ



事業開始までの手続き



届出をする前に



実際に住宅宿泊事業法の届出をする前にクリアしておくべきポイントを確認していきましょう。

届出者が欠格事由に該当しないこと

届出者が、次のいずれかに該当する場合は、住宅 宿泊事業を営むことができません。

- 1. 成年被後見人※1又は被保佐人※2
- 2. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3. 住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の 日から3年を経過しない者
- 4. 禁錮以上の刑に処され、又はこの法律若しくは 旅館業法の規定により罰金の刑に処され、そ の執行を終わり、又は執行を受けることがな くなった日から起算して3年を経過しない者
- 5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する 法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に 規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団 員でなくなった日から5年を経過しない者 (以下「暴力団員等」という)
- 6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しな い未成年者でその法定代理人が1~5のいず れかに該当するもの
- 7. 法人の役員のうちに1~5のいずれかに該当 する者があるもの
- 8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ※1 精神上の障害により判断能力を欠くとして、家庭裁判 所から後見開始の審判を受けた人
- ※2 精神上の障害により判断能力が不十分として、家庭裁 判所から保佐開始の審判を受けた人

付けられていること

- 届出書に住宅の不動産番号を記入する必要が あるので、未登記の建物は届出できません。
- 宿泊事業ができる建物の種類は、住宅、長屋、 共同住宅又は寄宿舎です。店舗兼住宅のよう な建物の場合は、店舗部分を届出住宅に含め ることはできません。

届出者が賃借人又は転借人の場合、 届出住宅の転貸することが認められ ていること

届出者が賃借人又は転借人の場合は、賃貸人又は 転貸人が住宅宿泊事業を目的とした転貸を承諾し ているかどうか確認しましょう。

マンション等複数の所有者がいる建 物の場合、管理規約等で禁止されて いないこと

管理規約に住宅宿泊事業等の人を宿泊させる営 業の可否について記載がない場合は、届出時点 で、住宅宿泊事業等を禁止する方針が総会や理 事会で決議されていないか確認する必要があり ます。

届出住宅は設備要件と居住 要件を満たしていること



住宅宿泊事業を実施することができる住宅は、 「設備要件」と「居住要件」の両方を満たす必要 があります。

宿泊者に対する安全措置を 講じていること



- 届出には消防法令適合通知書を添付する必要 がありますので、届出住宅を管轄する消防署 に相談してください。
- 届出住宅の建て方や規模等によっては、非常 用照明器具等を設置し、届出書に添付する図 面に、設置場所を記入する必要があります。**3
- ※3 「民泊の安全措置の手引き(国土交通省ホームページ 掲載)」を参照

07 宿泊者の宿泊中は、届出者が 届出住宅内※⁴に居住できること

- 宿泊者の宿泊中は、届出者が不在とならない ことが必要です。(原則1時間以内の生活必需 品の購入等のための一時的な外出による不在 を除きます)
- 届出者の家族が居住していても、届出者が不 在の場合は、居住とは認められません。
- 届出者が不在になる場合は、住宅宿泊管理業 者に管理を委託する必要があります。
- ※4 住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が同一の共同住宅内にある場合や同の敷地内にある場合等であって、生活の本拠にいながら届出住宅で発生する騒音等を認識できる場合を含みます

08 住宅宿泊管理業者に管理の 委託が必要か確認すること



以下のいずれかに該当する場合は、国土交通大臣 の登録を受けた住宅宿泊管理業者に管理を委託す る必要があります。

- 1. 届出者が不在となる場合(07参照)
- 2. 同一の届出者が管理する届出住宅の居室の数が6室以上となる場合

19 住宅宿泊事業者の業務を 確認すること



住宅宿泊事業の適正な実施のために必要な業務を 確認しましょう。

10 届出住宅の周辺住民に対して、住宅 宿泊事業を行うことを周知すること

- 戸別訪問、回覧版、ポスティング、説明会の 開催等の方法により周知してください。
- 住宅宿泊事業の届出の際に、周知の日時、周 知先、方法等を確認します。

11 住宅宿泊事業により排出される ごみの処理方法を確認すること

住宅宿泊事業により排出されるごみの処理方法について、届出住宅がある市町村の廃棄物担当部署に相談してください。



以下の項目に該当する場合は、許可や届出が必要です。各行政機関へ事前に相談をしましょう。

宿泊者に食事の提供を行う

食事を提供する場合は、食 品衛生法に基づく許可が必 要ですので、届出住宅を管



轄する保健所の食品担当課に相談してください。

温泉を利用する

温泉を利用する場合は、温泉法に基づく許可及 び市町村に対し入湯税の納付が必要となります ので、届出住宅を管轄する保健所の温泉法担当 課及び市町村役場に相談してください。

住宅の設備・居住要件



住宅宿泊事業を実施することができる「住宅」は、<mark>設備要件と居住要件</mark>を満たしている必要があります。

設備要件

必要な設備

台所



浴室



便所



洗面設備



- 必ずしも 1 棟の建物内に設けられている必要 はなく、同一敷地内の建物で一体的に使用す る権限があり、各建物の設備がそれぞれ使用 可能な状態であれば、複数棟の建物を一つの 「住宅」として届け出ることが可能です。
- 届出の対象に含まれていない、近隣の公衆浴場 等を浴室等として代替することはできません。
- 必ずしも独立している必要はなく、一つの設 備に複数の機能(浴室、便所、洗面設備)が あるユニットバス等も認められます。
- これらの設備は、一般的に求められる機能を 有していれば足ります。例えば、浴室につい ては、浴槽が無くてもシャワーがあれば足り、 便所については和式・洋式は問いません。

居住要件

対象となる家屋

届出を行う住宅は、次の<mark>いずれか</mark>に該当する家屋である必要があります。

01

現に人の生活の本拠として 使用されている家屋

実際に、特定の人物が継続的に生 活を営んでいる必要があります。



02

入居者の募集が 行われている家屋

住宅宿泊事業が行われている間も、分譲 (売却)又は賃貸の形態で、入居者の募集 が行われている必要があります。

なお、社員寮等、入居対象者を限定した募 集がされている家屋もこれに該当します。



03

随時その所有者、賃借人 又は転借人の居住の用に 供されている家屋

生活の本拠ではなくても、少なくとも年に1回以上は居住している必要があります。居住といえる使用履歴が一切ない民泊専用の新築投資用マンションは、これに該当しません。



随時居住の用に供されている 家屋の具体例

- 別荘等季節に応じて年数回程度利用している家屋
- 休日のみ生活しているセカンドハウス
- 転勤により一時的に生活の本拠を移しているものの、将来的に再度居住するために所有している空き家
- 相続により所有しているが、現在は常時居住しておらず、将来的に居住する ことを予定している空き家
- 生活の本拠ではないが、別宅として使 用している古民家

住宅宿泊事業の届出





住宅宿泊事業の民泊としてサービスを始める際は、必要事項と添付書類を大分県知事に届け出る必要が あります。

届出は、住宅宿泊事業開始日の2週間前までに済ませましょう!

大分県が交付する「標識」がお手元に届くまでに1~2週間程度かかります。また、届出書類に不備がある 場合、更に時間がかかることがあります。営業開始に影響しないよう、無理のない時期に提出してください。

届出書の記載事項

- 商号、名称又は氏名及び住所 個人の場合は氏名、法人の場合は商号や名称を、それぞれの住所と共に届け出ます。
- ○2 役員の氏名(法人のみ)

個人の場合は不要、法人の場合は役員の氏名で届け出ます。

- 法定代理人の氏名・住所(未成年者のみ) 未成年者の場合は、その法定代理人の氏名及び住所を届け出ます。 法定代理人が法人の場合は、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名を届け出ます。
- 04 住宅の所在地
- 05 営業所又は事務所を設ける場合は、その名称及び所在地
- 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名、登録年月日、 06 登録番号、管理受託契約の内容(管理を委託する場合)

法第34条第1項に基づき管理受託契約の締結に際して住宅宿泊管理業者から住宅宿泊事業者に 交付される書面に記載されている事項を届け出る必要があります。

当該事項が管理受託契約の契約書面に記載されている場合には、当該契約書面の写しを提出する ことによって届出を行ったものとみなします。記入欄には「添付の契約書面の通り」と記入します。

- 07 生年月日、性別(個人のみ)
- ○8 役員の生年月日、性別(法人のみ)

例えば、未成年者の親権者等が該当します。

- 法定代理人が法人の場合は、役員の生年月日、性別を届け出ます。 法定代理人とは、法律(民法)の規定により定められた代理人のことです。
- 10 法人番号(法人のみ)



- 11 住宅宿泊管理業者の場合は、登録年月日、登録番号
- 12 連絡先
- 13 住宅の不動産番号
- 14 住宅宿泊事業法施行規則第2条に掲げる家屋の別 現に人の生活の本拠として使用されている家屋、入居者募集が行われている家屋等を記載します。

15 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は寄宿舎の別

1. 一戸建て住宅

いわゆる一戸建ての住宅。 屋内で行き来できる2世帯 住宅も含む。



2. 長屋

一つの建物を複数世帯向けの複数の住戸として利用し、共用部分(共用廊下や共用階段)を有しないもの。(住戸ごとに台所、浴室、便所等のよ)



3. 共同住宅

一つの建物を複数世帯向けの 複数の住戸として利用し、共用 部分(共用廊下や共用階段)を 有するもの。(住戸ごとに台所、 浴室、便所等の設備を有する)

住戸D	住戸E	共用 階段	住戸 F	
住戸A	住戸B		住戸C	

4. 寄宿舎

一つの建物を複数世帯向け の複数の住戸として利用し、 複数住戸で台所、浴室、便所 等の設備を共用するもの。

住戸C	共用トイレ	共用	共陸	開線	住戸D
住戸 Α	住	FΒ			共用 台所·食堂

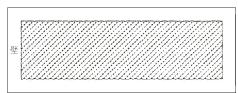
16 住宅の規模

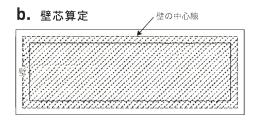
居室、各階における宿泊室、宿泊者の使用に供する部分の面積を記載します。 各部分の面積には「○」部分が含まれ、「×」部分は含みません。

		面積算定	届出者の 占有部分	宿泊者の 寝室	宿泊者の占有 部分(寝室以外)	共有の 台所等*1
a.	居室 (宿泊者が占有する部分)	内寸	×	0	0	×
b.	宿泊室 (宿泊者が就寝する部分)	壁芯※2	×	0	×	×
C.	宿泊者の使用に供する部分 (宿泊室を除く)	壁芯※2	×	×	0	0

- ※1 宿泊者の占有ではない台所、浴室、便所、洗面所、廊下、押し入れ、床の間等
- ※2 壁、その他の区画の中心線で囲まれた部分の面積

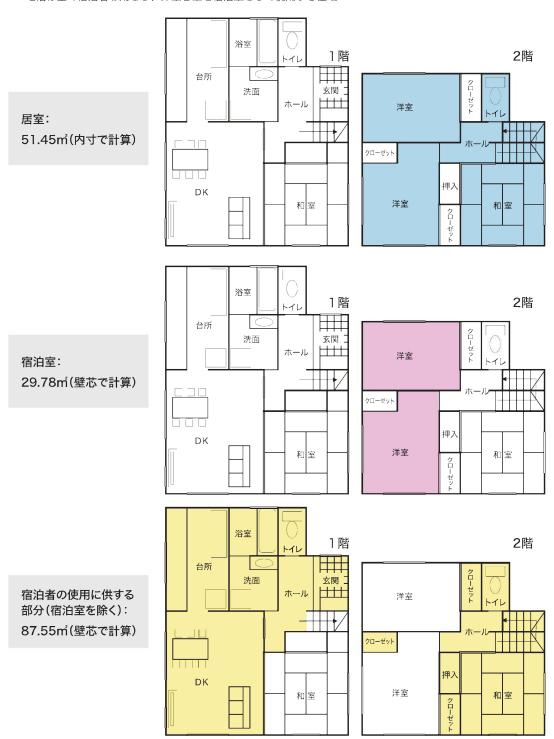
a. 内寸算定





住宅の各部分における面積の考え方

例:1階の和室を家主専用の部屋として使用し、その他の部分は家主と宿泊者と共有する 2階は全て宿泊者専用とし、洋室2室を宿泊室として使用する住宅



- 17 住宅に人を宿泊させる間、不在とならない場合は、その旨
- 18 賃借人の場合は、賃貸人が住宅宿泊事業を目的とした転貸を 承諾している旨
- 19 転借人の場合は、賃貸人と転貸人が住宅宿泊事業を目的とした転貸を 承諾している旨
- 20 区分所有の建物の場合は、管理規約に禁止する旨の定めがない旨
- 21 管理規約に住宅宿泊事業について定めがない場合は、管理組合に 禁止する意思がない旨

変更届出書の提出





届出書の記載事項 $01\sim03$ 、05、 $07\sim21$ に変更があった場合は、その日から30日以内に、大分県に変更の届出をしてください。*

06に変更があった場合は、あらかじめその旨の届出をしてください。

なお、住宅宿泊事業者に変更があった場合には、変更の届出ではなく、廃業の届出をし、新規で別の事業者が届出を行う必要があります。

※ 事業開始後に届出の要件を満たさなくなった場合、住宅宿泊事業を事実上営むことができなくなるため、住宅宿泊事業の廃業の届出をする必要があります

廃業等届出書の提出



以下の事項に該当する者は、その日から30日以内に、大分県に届出をしてください。なお、廃業したときは交付した標識を大分県に返納してください。

住宅宿泊事業者である個人が死亡したとき	その相続人(この場合はその事実を知った日から30日 以内の届出が必要)
住宅宿泊事業者である法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
住宅宿泊事業者である法人が破産手続き開始の決定により 解散したとき	その破産管財人
住宅宿泊事業者である法人が合併及び破産手続き開始の決 定以外の理由により解散したとき	その清算人
住宅宿泊事業を廃止したとき	住宅宿泊事業者であった個人又は、住宅宿泊事業者 であった法人を代表する役員

住宅宿泊事業の届出 添付書類一覧



住宅宿泊事業届出の際には、定められた添付書類の提出が必要になります。具体的に必要な添付書類に ついて確認していきましょう。

- 届出書の添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限ります。英語の場合は、日本語による翻訳文 を添付する必要があります。特別の事情で届出書に添付する書類が日本語又は英語で提出できない場合は、 その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付することにより、提出することができます。
- 官公署(日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む)が証明する書類は、届出日前 3ヶ月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出する必要があります。(写し等は認めら れません)

法人のみ

必須

NO	添付書類	取得場所
1	届出法人の 『定款又は寄付行為』 *1	会社又は公証役場
2	届出法人の『登記事項証明書』※1	最寄りの法務局
3	役員の 『身分証明書』 *2.3	本籍地の各市区町村の役場

個人のみ

NO	添付書類	取得場所
4	届出者及び法定代理人の『 住民票 』 **4	住所地の各市区町村の役場
5	届出者及び法定代理人の『 身分証明書』 ※2.3	本籍地の各市区町村の役場
6	法定代理人の 『登記事項証明書』 *5	最寄りの法務局

^{※1} 外国法人の場合は、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これ に準ずるもの

(「商号」「事業目的」「役員数」「任期」「主たる営業所又は事業所の所在地」の記載のあるものに限る)

- ※2 外国籍の場合は、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに 準ずるもの
 - ・届出しようとする者に確認し、当該国において、成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産 手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと(以下、当該事項という)を証明する制度 (以下、制度という)がある場合には、当該事項を証する書類。
 - ・届出しようとする者に確認し、当該国に制度がない場合には、当該事項を記載した書類に、当該国にお ける公的機関の認証を受けた書類。例えば、以下のようなものが考えられます。
 - アメリカ:アメリカの公証役場又は在日大使館・領事館において認証を受けた宣誓供述書
 - ・日本の公証役場において、当該事項を記載した書類に、公証人の宣誓認証を受けた書類 「書類の作成者自身がその記載内容を真実・正確であると宣誓した上で署名したこと」を認証するもの であり(宣誓認証といいます)、公証人が当該記載内容を証明するものではありません。
- ※3 成年被後見人及び被保佐人と見なされるもの並びに破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(市町村によって名称が「身元証明書」や「証明書」等の場合がありますので、各市町村の窓口にお問い合わせください)
- ※4 住基ネットの活用により届出者の実在が確認できない場合に限る
- ※5 届出者が未成年であって、法定代理人が法人の場合に限る

法人・個人共通

NO	添付書類	取得場所
7	届出住宅の『登記事項証明書』	最寄りの法務局
8	『入居者募集を証する書類』※6	本人
9	『随時居住を証する書類』*7	本人
	以下の事項を含む届出住宅の『図面』	
	①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置	
	②住宅の間取り及び出入り口	
10		本人(手書きでも可)
	④居室、宿泊室、宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く)のそれぞれの床面積	
	⑤安全措置の内容(非常用照明器具の位置等) **8	

- ※6 広告の写し、不動産情報サイトの写し等
- ※7 届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシートや届出住宅と自宅の間の公共交通機関や高速 道路の領収書の写し等
- ※8 「民泊の安全措置の手引き(国土交通省ホームページ掲載)」を参照

NO	添付書類	取得場所
11	住宅宿泊事業法の『安全措置に関するチェックリスト』	大分県ホームページより ダウンロード可
12	届出者が賃借人である場合 『賃借物の転貸を承諾したことを証する 書面』 *9	本人
13	届出者が転借人である場合『転借物の転貸を承諾したことを証する 書面』 *9	本人
	『専有部分の用途に関する規約』の写し *10	マンション管理組合
14	『管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類』 *11	大分県ホームページより ダウンロード可
15	『住宅宿泊管理業者から交付された書面』の写し *12	住宅宿泊管理業者
16	届出者が『欠格事由に該当しないことを誓約する書面』	大分県ホームページより ダウンロード可
17	届出住宅の場所を示す『位置図』	本人
18	『消防法令適合通知書』の写し *13	管轄の消防署
19	『周辺住民等への生活環境への悪影響の防止に関し、必要な事項 を宿泊者に説明する書類等』	本人
20	『周辺住民等へ説明を行ったことを記録した書類の写し』	大分県ホームページより ダウンロード可
21	『個人情報等の取扱いについて確認した書類』	大分県ホームページより ダウンロード可
22	『添付書類チェックリスト』	大分県ホームページより ダウンロード可

- ※9 「転貸を承諾したことを証する書面」は、住宅宿泊事業を行うことが可能かどうかについて明記されているこ とが必要。賃貸借契約書等にその旨が明記されていない場合は、別途、賃貸人等が住宅宿泊事業を行うこ とを承諾したことを証する書類が必要
- ※10 マンション等、複数の所有者が存する建物の場合
- ※11 規約に住宅宿泊事業を営むことに関する定めがない場合
- ※12 法第34条に基づく書面。住宅管理業者に管理を委託する場合のみ添付が必要
- ※13 消防法令適合通知書に別添がある場合は、別添の添付も必要

届出事項変更届出書 添付書類一覧

届出事項に変更が生じた場合は、変更届出を行う必要があります。届出事項に応じて変更 届出書と添付書類を提出する必要があります。



○:必ず提出 △:必要に応じて提出

○・必9 旋山 △・必安に心して旋					0 1 3/2 [
変更事項	定款又は寄付行為	法人の登記事項証明書	住民票	身分証明書	住宅の登記事項証明書	入居者募集を証する書類	随時居住を証する書類	図面	したことを証する書面賃借物又は転借物の転貸を承諾	誓約書
法人の商号、名称、住所	0	0								
法人の役員		0		△*1						△*1
届出者(個人)の氏名、 住所			△*2							
法定代理人 (法定代理人が法人の 場合)		0		∆*3						<u></u> <u></u> <u></u>
法定代理人 (法定代理人が個人の 場合)			△*2	∆*4						△**4
家屋の別(本誌P17の 15 参照)						∆*5	∆*5			
住宅の規模 (事業に供する部分の 変更を含む)								○*6		
賃借物に係る事項									0	
転借物に係る事項									0	

- ※1 新たに役員が追加された場合に限る
- ※2 住基ネットの活用により届出者の実在が確認できない場合に限る
- ※3 新たに法定代理人となった場合及び役員が追加されている場合に限る
- ※4 新たに法定代理人となった場合に限る
- ※5 該当する家屋となった場合に限る
- ※6 必要に応じて、住宅宿泊事業法の「安全措置に関するチェックリスト」や「消防法令適合通知書」の写しを添付する

住宅宿泊事業者の 業務

住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の適正な実施のために様々な措置を講じ る必要があります。これらの業務を住宅宿泊管理業者へ委託する場合は、住 宅宿泊管理業者の責任の下で担う業務となります。

宿泊者の衛生の確保



- 居室の床面積は、宿泊者1人当たり3.3㎡以上
- 清掃及び換気を行う



届出住宅の設備や備品等については、清潔に保ち、ダニやカビ等が発生しないよう除湿を心がけ、定期 的に清掃、換気等を行ってください。寝具のシーツ、カバー等直接人に接触するものについては、宿泊者 が入れ替わるごとに洗濯したものと取り替えてください。

届出住宅に循環式浴槽(追い炊き機能付き風呂・24時間風呂等)や加湿器を備え付けている場合は、レ ジオネラ症を予防するため、宿泊者が入れ替わるごとに浴槽の湯は抜き、加湿器の水は交換し、汚れやぬ めりが生じないよう定期的に洗浄等を行ってください。また、取扱説明書に従って維持管理してください。 (「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(平成15年厚生労働省告示第264号) 等を参考)

その他留意すべき事項として、住宅宿泊事業の規模や実態に応じて、「旅館業における衛生等管理要領」 (平成12年生衛発1811号厚生省生活衛生局長通知)(厚生労働省ホームページ掲載)を参考に、適切な衛 生措置を講じることが望ましいです。

02 宿泊者の安全の確保



- ①1 非常用照明器具の設置※1
- 02 避難経路の表示※2



- **03** 火災その他の災害が発生した場合における 宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置*1
- ※] 「平成29年国土交通省告示第1109号」に規定しており、宿泊者の安全の確保を図るための措置を講じるにあたっては、「民泊の安全措置の手引き(国土交通省ホームページ掲載)及び「住宅宿泊事業における安全確保のための措置に関するQ&A」(国土交通省ホームページ掲載)を参照してください
- ※2 市町村の火災予防条例により規制される地域もあることから、当該条例の規制内容を確認し、規定された事項を表示に盛り込む必要があります。必要に応じて、宿泊室等から住宅の出口までの避難経路、住宅から避難所までの避難経路を表示してください

届出住宅の建て方と規模等に応じた安全措置の適用要否

	届出住宅の建て方と規模等					
安全措置の内容	一戸建ての	住宅、長屋	共同住宅、寄宿舎			
(告示の条項)	家主同居※3で宿泊室 の床面積が50㎡以下	左記以外	家主同居 ^{※3} で宿泊室 の床面積が50㎡以下	左記以外		
非常用照明器具 (第一)	×	0	×	0		
防火の区画等 (第二第一号)	×	○ 複数のグループが複数 の宿泊室に宿泊する場 合のみ	×	○ 複数のグループが複数 の宿泊室に宿泊する場 合のみ		
その他の安全措置 (第二第 二号イ〜ホ)	<u></u>		×			

○:適用あり(原則措置が必要) ×:適用なし(特段の措置不要)

- ※3 届出住宅に家主(住宅宿泊事業者)が居住しており、不在とならない場合を指します(ここでは届出住宅に居住している ことが必要であり、委託が必要な場合の不在とは異なりますのでご留意ください)
- ※4 宿泊者の使用に供する部分等の床面積や階数が一定以下である届出住宅の場合は不要となります

安全措置のチェックリスト

安全の措置に関するチェックリスト

	1 H	- 1-101 / U / - / / / / /							
	建て	方について	規模等について	A-1	A-2	B-1	B-2		
届	A)一戸建ての住宅、長屋		1) 家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下						
条出件住			2)上記以外						
等宅の			1)家主同居※1で宿泊室の床面積が50㎡以下						
	R) 4	共同住宅、寄宿舎	2)上記以外						
		上記の条件	‡による分類に応じて、下記の安全措置(①~⑦)をチェック						
	告示	第一(非常用照明器具)							
	1	非常用照明器具が設置されてい	- ক						
	告示	<u> </u>							
		複数グループが複数の宿泊室に宿泊しない							
	2	 複数グループが複数の宿泊室に	- - 宿泊する場合、防火の区画又は警報設備等が設置されている				П П		
	#=								
	百亦	第二第二号イ	2 + T + 2 A = 1 / S + 2 - S + 1 + T				$\overline{}$		
	3	2階以上の各階における宿泊室(の床面積の合計が100m以下						
			避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けている						
	告示	告示第二第二号口							
		宿泊者使用部分の床面積の合計							
	4	上記以外の場合で、届出住宅が	が主要構造部を耐火構造又は準耐火構造等とした建築物である						
安全の			用部分の居室及び当該居室から地上に通ずる部分の内装仕上げ の5第1項に規定されているとおりに不燃化されている						
措	告示	第二第二号ハ		<u> </u>					
置		1)床面積の合計が200㎡(地下の階にあっては100㎡)以下						
	5	上記以外の場合で、3室以下の							
		│ │ 上記以外の場合で、階の廊下((3室以下の専用のものを除く。)の幅が、両側に居室がある廊下 廊下にあっては1.2m以上である (対象階:)						
	告示	第二第二号二							
	(6)	2階における宿泊者使用部分の							
			が耐火建築物又は準耐火建築物である				/		
	告示	第二第二号木							
		(1)宿泊者使用部分が3階以上の	の階に設けられていない						
	7		伯者利用部分が3階に設けられている場合で、警報設備を設け、 とを間仕切り壁等で区画している						
		上記(1)(2)以外の場合で、届	出住宅が耐火建築物である						

※1 届出住宅に家主が居住しており、不在(法第11条第1項第2号の一時的なものは除く。)とならない場合



宿泊者が外国人観光客であることも考えられるので、以下の4項目を外国語で案内表示することが義務 付けられています。

- 届出住宅の設備の使用方法に関する案内
- 移動のための交通手段に関する情報
- 火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内 03
- 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置

必要な措置の実施方法に関しては、宿泊者が閲覧できるようにする必要があります。特に災害時等の通 報連絡先については、緊急時に速やかに確認可能なものを備えておく必要があります。

宿泊者名簿の備え付け 222-23



住宅宿泊事業者は、正確な記載を確保するための措置を講じた宿泊者名簿を備える必要があり、規定は 以下の通りです。

- 01 │ 宿泊者名簿の記載事項は、宿泊者全員の「氏名」「住所」「職業」「宿泊日」
- 宿泊者が国内に住所を有しない外国人であるときの記載項目は、01に加え「国籍」 02 「旅券番号」また、旅券の写しを保存する※
- 住宅宿泊事業者は届出住宅、住宅宿泊事業者の営業所又は事務所のいずれかに 宿泊者名簿を備える
- 04 │ 宿泊者名簿は作成日から3年間保存する

※ 旅券の写しの保存により、「氏名」「国籍」「旅券番号」を省略することができます

「宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置」として、宿泊開始までに宿泊者それぞれに本人確認 を行う必要があります。本人確認は、対面又は対面と同等の手段として以下のような要件を満たすICT(情 報通信技術)を活用した方法等により行う必要があります。

- 画像により宿泊者の「顔」「旅券」が鮮明に確認できること
- 当該画像が住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理業者の営業所等、届出住宅内又は届出 住宅の近傍から発信されていることが確認できること

当該方法の例としては、届出住宅等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等による方法が考えられます。

○5 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し、 必要な事項の説明



住宅宿泊事業者は周辺地域の生活環境への悪影響を防止するために、以下の事項を宿泊者に対して適切な方 法*「により説明する必要があります。なお、外国人観光客に対しては外国語を用いて説明する必要があります。

※1 必要な事項が記載された書面を居室に備え付けることによるほか、タブレット端末での表示等により、宿泊者が届出住宅 に宿泊している間に必要に応じて説明事項を確認できるようにするためのものです

01 | 騒音の防止

- 大声での会話を 控える
- 深夜は窓を 閉める
- バルコニー等屋外で の宴会を開かない
- 届出住宅内では楽器 を使用しない 等









02 | ごみの処理



- 排出したごみは、住宅内の適切な場 所に分別して捨てる等※2
- ※2 住宅宿泊事業で発生するごみは事業系 ごみに該当するため、事業者が責任を もって処理をしなければなりません

03 人災の防止

- ガスコンロの使用方 法と注意喚起
- 消火器の使用方法
- 避難経路の表示
- 有事の通報措置等









04 その他の事項

- 性風俗サービスを利用しない 等※3 ※3 届出住宅や周辺地域の状況に応じて、上記01~03のほか、 注意すべき事項を説明する必要があります
- 宿泊者が、騒音やごみ出し等で周辺地域に迷惑をかけることがないよう、宿泊者に対してしっかりと地域の ルールを説明しなければなりません。これを怠ると、周辺地域とのトラブルや苦情の発生につながってしまい ます。

06 苦情への対応



住宅宿泊事業者は届出住宅の周辺住民からの苦情又は問い合わせに以下のような対策を講じ、適切かつ 迅速に対応しなければなりません。

- 1 深夜早朝を問わず、常時、応答又は電話により対応する必要があります
- **02** 宿泊者が滞在していない間も、苦情及び問い合わせについては対応する 必要があります
- **03** 滞在中の宿泊者の行為による苦情については、当該宿泊者に対して注意 等を行い、注意を促しても改善が見られない場合は、現場に急行して退 室を求める等、必要な対応を講じる必要があります

周辺住民からの理解を得るために、民泊事業に関する届出を行う際、事前にポスティングや説明会等で 民泊を行う旨を周知しておくことが望ましいです。また、住宅宿泊管理の業務委託を受けた住宅宿泊管理 業者が退室を求める場合は、宿泊契約の解除の権限を委託者から予め得ておく必要があります。

07 住宅宿泊管理業務の委託



住宅宿泊事業者は以下のいずれかに該当する場合、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する必要があります。なお、住宅宿泊事業者が法人の場合は、原則として、委託が必要です。しかし、住宅宿泊事業者が住宅宿泊管理業者であり、自ら住宅宿泊管理業務を行う場合については、委託不要です。

- 同一の届出者が管理する届出住宅の居室※1の数が、6室以上の場合※2
- **⋂2** │ 届出住宅に人を宿泊させる間、不在※3となる場合※4
- ※1 居室とは、届出住宅のうち、宿泊者が占有する部分のことであり、そのうち、宿泊グループがそれぞれ独立して使い得る 部屋の数が、居室の数になります
- ※2 この場合は、少なくとも超過分は住宅宿泊管理業者への委託が必要です
- ※3 生活必需品の購入等、日常生活を送る上での行為は「不在」には該当しません。(原則 1 時間以内。地域の状況により 2 時間まで)なお、宿泊者が全員外出しており、届出住宅にいない場合は、住宅宿泊事業者がその間不在となっても、「不在」 には該当しません
- ※4 住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託しなくてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を 除きます

標識の掲示



住宅宿泊事業者は届出住宅ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。標識には3 種類の様式が用意されており、民泊制度ポータルサイトの住宅宿泊事業法様式集より取得可能ですが、大 分県では、住宅宿泊事業の届出を受理した際に、県が受領印を押印した標識を発行して交付しますので、 そちらを掲示してください。標識掲示に関する考え方は以下の通りです。

- 標識は、住宅宿泊事業を実施している間は継続して掲示してください。入居 01 者募集を行っている賃貸物件において住宅宿泊事業を行う場合は、入居者が 決まり、届出住宅を賃貸使用している間も、標識を掲示する必要があります
- 標識は、届出住宅の門扉、玄関(建物の正面の入り口)等の、概ね地上 02 1.2m以上1.8m以下(表札等を掲げる門扉の高さから玄関ドアの標準 寸法2mの高さ以内)で、公衆が認識しやすい位置に掲示してください
- 標識の掲示に当たっては、ラミネート加工等の風雨に耐性のあるもので 03 作成又は加工を施してください
- 共同住宅の場合にあっては、個別の住戸に加え、共用エントランス、集合ポ 04 ストその他の公衆が認識しやすい箇所へ簡素な標識*を掲示してください。 なお、分譲マンション(住宅がある建物が二以上の区分所有者が存する建 物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合)の場合は、標 識の掲示場所等の取扱いについて、予め管理組合と相談を行ってください

※ 標識の一部分を、集合ポスト等の掲示が可能なスペースに合わせて掲示

▲ 家主居住型の場合



Ŗ 家主不在型でかつ居室が 5室以下で一定の条件を 満たす場合



家主不在型の場合(B以外)



09 大分県知事への定期報告



住宅宿泊事業者は届出住宅ごとに 偶数月 (2・4・6・8・10・12月) の15日までにそれ ぞれの月の前2ヶ月間 における以下の事項を大分県知事に報告しなければなりません。

届出住宅に人を宿泊させた日数	1日: 正午から翌日の正午まで 1年間: 毎年4月1日正午から翌年4月1日正午まで
宿泊者数	実際に届出住宅に宿泊した宿泊者の総数
延べ宿泊者数	実際に届出住宅に宿泊した宿泊者について、1日宿泊するごとに1人と算定した数値の合計。例えば、宿泊者1人が3日宿泊した場合は3人となる。
国籍別の宿泊者数の内訳	「宿泊者数」の国籍別の内訳

宿泊実績がなくても「0日」の報告が必要です。

複数の住戸や複数棟の建物を一つの届出住宅として届け出ている場合、これらのうちいずれかの建物に人を宿泊させた場合は、1日と算出します。



定期報告は『民泊制度運営システム』を利用して行うことが原則となっています。『民泊制度運営システム』による定期報告ができない場合は大分県生活環境部食品・生活衛生課まで相談してください。

10 宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託

住宅宿泊事業者は、宿泊者に対する届出住宅における宿泊のサービス提供に係る契約の締結の代理又は 媒介を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業の登録を受けた住宅宿泊仲介業者又は旅行業の登録を受け た旅行業者に委託しなければなりません。

また、委託しようとするときは、住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対して、届出番号を通知しなければなりません。









住宅宿泊事業法



民泊にはどんなものがありますか?

いわゆる民泊と呼ばれているものに は、この住宅宿泊事業法の届出を 行ったもの以外にも、旅館業法の許可を取 得しているものと特定の自治体で特区民泊 の認定を得ているものがあります。

簡易宿所とは何が違うのですか?

住宅宿泊事業法における届出住宅 も、旅館業法における簡易宿所もど ちらも決められた自治体に対して手続きを 行う必要があります。簡易宿所では、年間 の営業日数に制限はないものの、住居専用 地域ではできない等、立地が制限され、一 方で、住宅宿泊事業法では、立地が制限さ れない代わりに年間の営業日数が180日 以下に制限される等、それぞれ決められた ルールがあります。

年間の途中で住宅宿泊事業者 が代わっても、180日は引き 継がれるのですか?

年間の営業日数180日の制限は、届 出住宅ごとに適用されます。そのた め、年間の途中で住宅宿泊事業者が代わっ ても、180日のカウントは引き継がれます。 営業日数が180日を超えた場 合はどうなりますか?

181日目以降は旅館業法下での判断 となり、許可をとっていない場合は旅 館業法違反となり、100万円以下の罰金や 6ヶ月以下の懲役等の罰則規定があります。

住宅は、登記をしていないと 住宅宿泊事業の届出はできな いのですか?

できません。

外国語を用いた説明について、 外国語とは何語を指しますか?

宿泊予定の時点で日本語以外の言語 として提示したものになります。一般 的には英語、中国語、韓国語等が考えられ ます。

届出をすると、氏名や住所等が 公表されるのですか?

大分県では住宅宿泊事業者の情報と して、ホームページで「届出番号」「届出 住宅の所在地」「届出日」を公開しています。

Q アパートやマンションは全住戸 で一つの届出をするのですか?

▲ 「台所」「浴室」「便所」「洗面設備」が設けられている単位を最小単位として、届出住宅の範囲を決めることができます。そのため、設備要件と居住要件を満たしているのであれば、それぞれ単位でも全住戸を一つとしても届出することができます。

Q マンション管理規約において 住宅宿泊事業の禁止が規定さ れていない場合は、届出でき ると判断していいのですか?

A 管理規約に住宅宿泊事業に関する定めがない場合は、管理組合に住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認できる書類が必要です。

Q 管理規約がないマンションの 届出は可能ですか?

A 規約がないマンションにおいては、 専有部分の用途は限定されてないものと解されることから、当該マンションにおいては、住宅宿泊事業を禁止する旨の定めはないものと考えられます。したがって、その場合は、住宅宿泊事業施行規則第4条第3項第13号に定める規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない場合に該当することから、届出の要件を満たすこととなり、届出は可能となります。なお、規約がないことについては、届出者がその旨の申告をする必要があります。 Q マンションの管理規約で、「専ら住宅として使用する」と規定していますが、禁止していることにならないのですか?

A その表記のみでは住宅宿泊事業の可否についてはわからないため、住宅宿泊事業の可否について規約上明確化しておく必要があります。

Q 届出後に管理規約が改正された場合はどうなりますか?

A 届出後に管理規約で住宅宿泊事業の 実施が禁止された場合は、事業は実 施できなくなるため、管理組合と調整をし ながら、大分県に事業廃止の届出を行って いただく必要があります。

A マンション管理規約等で禁止することができます。

Q 入居者募集を行っている賃貸物件において、住宅宿泊事業を行う場合は、入居者が決まり、届出住宅での賃貸使用している間も標識の掲示は必要ですか?

A 住宅宿泊事業を営んでいる間は、標 識の掲示が必要です。 (1) 住宅宿泊事業者の家族が届出 住宅にいる場合は、不在とは なりませんか?

A 家族が住宅宿泊事業者でない場合は、 法第11条第1項第2号の不在に該当 します。

① いわゆる家主居住型・家主不 在型とは、どのように区別さ れますか?

A 住宅宿泊事業上は、家主居住型と家 主不在型についての規定はありませ んが、一般的に、宿泊者が滞在している間 に住宅にいる場合が家主居住型、管理業者 等に委託し宿泊者が滞在している間に不在 となる場合が家主不在型と呼ばれています。

一時的な不在は、1日に1回 だけですか?複数回でもいい のですか?

▲ 日常生活を営む上で通常行われる行 為の範囲内であれば、回数に限りは ありません。

宿泊者が外出している間に、 不在となった場合に、法第11 条の義務違反となりますか?

A 宿泊者が全員外出しているのであれ ば、住宅宿泊事業者が不在となって も委託義務の対象とならないものと 考えられます。

トイレ、浴室、洗面が一体と なっている設備でもいいので すか?

一つの設備が複数の機能を有してい る場合でも、要件を満たしていると認 められます。

法人が事業者の場合、従業員 が常駐していれば、管理業者 への委託は不要ですか?

住宅宿泊事業者が届出住宅から不在 になる場合は原則住宅宿泊管理業者 への管理業務の委託が必要です。従業員は 住宅宿泊事業者である法人ではありません ので、住宅宿泊事業者が法人の場合は原則 住宅宿泊管理業者への委託が必要です。

複数の届出住宅で浴室や便所 等を共有することは可能ですか?

できません。届出住宅ごとに、住宅 の要件を満たす必要があり、届出住 宅の重複は認められません。

月をまたいで宿泊した場合の宿 泊者数の報告はどうなりますか?

1人が報告月の間の月またぎ(例えば 2・3月)で宿泊した場合は当該期間 の報告月に1人とカウントいただければよい ですが、報告月をまたぐ場合(例えば3・4 月) は、それぞれの期間の報告月でそれぞれ 1人として報告いただくことになります。

住宅宿泊事業法

Q & A

↓ 共同住宅や長屋における複数の住戸や同一敷地内の「母屋」と「離れ」等の複数棟の建物をひとつの届出住宅として届け出る場合、法第6条の安全確保の措置の適用はどうなりますか?

A 届出者の不在の判断も含め、共同住宅や長屋の場合は住戸ごと、同一敷地内の複数棟の場合は棟ごとでそれぞれ適用を判断します。

Q 住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎に分類されない場合は、届出ができないのですか?

A 建築基準法及びこれに基 づく命令の規定におい ア13 て、必ずいずれかの分類になります。

Q 一事業者で複数の住宅を届出することはできますか?

A 可能です。(同一の事業者が管理する 居室数が多くなった場合は、管理業 者への委託が必要となる場合がある のでご注意ください)

A 官公署が証明する書類は、届出日前 3ヶ月以内に発行されたものである 必要があります。 **Q** 借家でも営業できますか?

A 可能です。ただし、貸主が転貸を承 諾している必要があります。

Q 管理業者への委託が必要な条件に該当する場合、委託先は 誰でもよいのですか?

▲ 国土交通大臣の登録を受けた住宅宿 泊管理業者に管理業務を委託する必 要があります。なお、管理業者は迅速に対応 する必要があり、特に苦情への対応等の際に 現地に赴くまでの時間は、30分以内が目安と されているため、それらが可能な体制を有し ている管理業者に委託する必要があります。

Q 住宅宿泊管理業者に委託する 場合、業務の責任は誰が負う ことになりますか?

A 法第11条第2項及び法第38条の規定により、法第5条~10条の規定は住宅宿泊管理業者の業務になります。第5条~10条以外の標識の掲示等は住宅宿泊事業者の責任で行うことになります。

Q 住宅宿泊管理業者の一覧はありますか?

A 国土交通省のホームページに掲載しています。

国土交通省 住宅宿泊管理事業者一覧 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/ const/sosei_const_tk3_000140.html



住宅宿泊事業法の手続き

住宅宿泊事業に係る届出は、「民泊制度運営システム」から行うことが原則となります。民泊制度運営システムは民泊制度ポータルサイトからアクセスし、手続きを実施してください。

民泊制度運営システム

住宅宿泊事業を営む方が住宅宿泊事業法に基づく届出や申請、報告等の手続きを電子的に行うことができるサービスです。

主な機能

- 窓口に出向かず届出・申請等の手続きをオンラインで処理可能
- 入力チェック機能等により、不備のない書類を作成しやすい
- 過去の手続きも含め、自らの事業に関する行政手続きの情報管理が可能
- 住宅宿泊事業者の場合は、宿泊日数等の定期報告もオンラインで行うことが可能

minpaku 民泊制度ポータルサイト http://www.mlit.go.jp/kankocho/ minpaku/index.html



3 つの届出方式

01

電子申請·届出

届出書の作成及び必要書 類のアップロードをすべ てシステムから行う方式

※ 電子署名・電子証明書が利用 できない方は、運転免許証の 写し等の身分証明書のアップ ロードが必要になります

02

電子申請・届出 (一部書類別送)

届出書類の作成及び必要書類のアップロードをシステムから行い、一部の書類を、別途窓口に提出する方式

※ 電子署名・電子証明書が利用 できない方も届出できます

03

申請・届出書類作成のみ

届出書の作成をシステム で行い、書類は窓口に提 出する方式

※ 電子署名・電子証明書が利用 できない方も届出できます

※ インターネットを利用できる環境にない場合等、やむを得ない事情がある場合は届出書及び添付書類を管轄の保健所 (大分市内にあっては大分県生活環境部食品・生活衛生課)まで郵送又は持参してください。なお、持参される場合 は担当者が不在の場合もありますので事前に連絡をお願いします

その他 関連ページ 関連法令 / 様式集 http://www.mlit.go.jp/kankocho/ minpaku/regulation.html



大分県の住宅宿泊事業法に関するページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/13900/ juutakusyukuhaku.html



違法民泊は犯罪です!

宿泊料を受けて宿泊サービスを提供する場合、旅館業法の許可や住宅宿泊事業法の届出等を行う必要があります。これらの許可や届出等をせずに、宿泊サービスの提供を行っている場合は、旅館業法の無許可営業となり、罰則の対象となります。このように法的な手続きを経ずに、宿泊サービスの提供を行っているような事象を見つけた場合は、管轄の保健所又は大分県生活環境部食品・生活衛生課までご連絡ください。

●許可を受けずに民泊を行った場合の罰則規定

6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金又はこれの併科

● その他住宅宿泊事業者に関する主な罰則

対 象 者	罰則
 虚偽の届出をした者 業務停止・廃止命令に違反した者	6ヶ月以下の懲役若しくは 100万円以下の罰金又は これの併科
● 住宅宿泊管理業者及び住宅宿泊仲介業者への委託義務に 違反した者	50万円以下の罰金
 変更の届出をしていない又は虚偽の変更の届出をした者 宿泊者名簿の備付け義務、標識の掲示義務に違反した者 定期報告をしていない又は虚偽の報告をした者 業務改善命令に違反した者 報告徴収に応じない又は虚偽の報告をした者 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 質問に対して答弁しない又は虚偽の答弁をした者 	30万円以下の罰金
● 事業廃止の届出をしていない又は虚偽の事業廃止の届出 をした者	20万円以下の過料

民泊に関するお問い合わせ

民泊制度コールセンター (全国共通ナビダイヤル)

2000 2000

[受付時間] 平日 9:00~18:00

※ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※日本語のみのご案内となります。

旅館業法・住宅宿泊事業法

お問い合わせ先	連絡先	管轄市町村
(旅館業法) 大分市保健所	097-536-2222	
(住宅宿泊事業法)大分県食品・生活衛生課	097-506-3055	לוות
東部保健所	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	097-582-0660	由布市
南部保健所	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	0974-22-0162	豊後大野市、竹田市
西部保健所	0973-23-3133	日田市、玖珠町、九重町
北部保健所	0979-22-2210	中津市、宁佐市
北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165	豊後高田市

消防法

お問い合わせ先	連絡先	管轄市町村
大分市消防局	097-532-2187	大分市
別府市消防本部	0977-25-1122	別府市
中津市消防本部	0979-22-0001	中津市
佐伯市消防本部	0972-22-3301	佐伯市
臼杵市消防本部	0972-62-2303	臼杵市
津久見市消防本部	0972-82-5211	津久見市
竹田市消防本部	0974-63-0119	竹田市
豊後高田市消防本部	0978-22-3108	豊後高田市
宇佐市消防本部	0978-32-0119	宇佐市
豊後大野市消防本部	0974-22-0450	豊後大野市
由布市消防本部	097-583-1500	由布市
国東市消防本部	0978-72-1101	国東市、姫島村
日田玖珠広域消防組合消防本部	0973-24-2204	日田市、玖珠町、九重町
杵築速見消防組合消防本部	0978-62-4341	杵築市、日出町